

令和元年度

社会福祉法人指導監査説明会・研修会

- 〔島前地区〕 日時：令和元年6月26日（水）
13時30分～16時10分
場所：島前集合庁舎第1・第2会議室
- 〔島後地区〕 日時：令和元年6月27日（木）
9時30分～12時00分
場所：隠岐合庁別館3階第3会議室
- 〔松江会場〕 日時：令和元年7月2日（火）
13時30分～16時10分
場所：県松江合同庁舎講堂
- 〔出雲会場〕 日時：令和元年7月4日（木）
13時30分～16時10分
場所：県出雲合庁702・703会議室
- 〔大田会場〕 日時：令和元年7月2日（火）
13時30分～16時10分
場所：大田市民センター4階
- 〔浜田会場〕 日時：令和元年7月4日（木）
13時30分～16時10分
場所：浜田市総合福祉センター2階会議室
- 〔益田会場〕 日時：令和元年7月9日（火）
13時30分～16時10分
場所：県益田合庁5階大会議室

島根県健康福祉部地域福祉課

内 容

あいさつ

1. 平成30年度島根県社会福祉法人・社会福祉施設等指導・監査等の実施結果の概要（資料1）・・・・・・・・・・P1～P6
2. 令和元年度島根県社会福祉法人等指導・監査実施計画等について（資料2）・・・・・・・・・・P7～P12
3. 事例検証について（資料3）・・・・・・・・・・P13～P16
4. 社会福祉法人の運営指針（説明会用概要版）について・・・・・・・・別冊資料1
5. 労働問題出前講座資料・・・・・・・・・・別冊資料2
6. 「地域における公益的取り組み」について（資料4）・・・・・・・・P17～P26
 ※地域における取り組み事例集（H30 現況報告）・・・・・・・・別紙資料3
7. 第三者評価制度について（資料5）・・・・・・・・・・P27～P29
8. その他・・・・・・・・・・P30

※当日配付資料

- ・ 軽減税率の資料（税務署）

平成30年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

平成30年6月から平成31年3月まで実施

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人 ・施設・事業 所数	文書指摘 率 (%)	H29 (%)
法人本部	一般法人	12	0	12	11	91.7	30.8
	保育所のみ法人	2	0	2	1	50.0	33.0
	社会福祉協議会・共同募金会 ・いのちの電話	5	0	5	3	60.0	60.0
	法人本部 合 計	19	0	19	15	78.9	38.1
社会福祉施設	保護施設	0	0	0	—	—	50.0
	養護老人ホーム	7	0	7	4	57.1	50.0
	軽費老人ホーム	2	0	2	1	50.0	—
	障害児施設	7	0	7	2	28.5	14.2
	障害者支援施設	14	0	14	6	42.8	55.5
	保育所・保育所型認定こども 園・幼保連携型認定こども園	96	122	218	55	25.2	30.5
	児童養護施設等	8	1	9	3	33.3	60.0
	社会福祉施設 合 計	134	123	257	71	27.6	32.9
合 計		153	123	276	86	31.6	33.3

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成30年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

②その他

市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により

同日又は別日を設定するなどして実施した。

(7) 平成30年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員若しくは各役員と特殊関係にある者がいないことについて未確認（確認書類の未徴求）。
- ・役員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各役員との特殊関係にある者がいないことについて未確認（確認書類の未徴求）。
- ・評議員・役員の選任手続きにおいて、候補者が反社会的勢力に属する者ではないことの未確認（確認書類の未徴求）。
- ・評議員会に提出された監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意なし。
- ・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員の有無の未確認。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事の有無の未確認（議事録への確認結果未記載）。
- ・評議員会の招集通知が開催1週間前までに行われていない。
- ・評議員会の開催に係る必要事項について理事会未決議。
- ・理事会の招集通知が1週間前（または定款で定められた期限）までに行われていない。
- ・監事に対する理事会の招集通知の発出なし。
- ・重要な役割を担う職員（施設長）の選任について、理事会で未決議。
- ・理事、監事、評議員の報酬等の支給基準について、評議員会で未承認。
- ・役員退職金規程について、評議員会で未承認。
- ・法令に定める事項について、インターネットで未公表。

○会計関係

- ・各サービス事業の会計を区分して経理していない。

②保護施設

監査実施なし

③養護老人ホーム

○人員基準について

- ・生活相談員の配置について、必要な人員基準を満たしていない。

○身体的拘束の廃止について

- ・身体的拘束適正化等のための研修が実施されていない。

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・衛生管理にかかる研修が実施されていない。

④軽費老人ホーム

特になし

⑤障害児施設

- ・加算要件である支援の記録が不十分
- ・加算の資格要件を満たしていない

⑥障害者支援施設

○運営管理関係

- ・サービス提供の記録及び確認が不十分
- ・やむを得ず身体拘束を行う際の記録の整備が不十分
- ・運営規程、重要事項説明書の記載内容が不十分
- ・個別支援計画の作成に係る記録の整備が不十分
- ・協力医療機関との契約が未締結

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・介護給付費の算定及び取扱いが不相当

⑦保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・苦情の受け付け体制の整備が不十分
- ・検食（特に、離乳食やおやつ）の実施・記録が不適切
- ・給食打ち合わせ会議の記録が不十分

○運営管理関係

- ・朝夕等における保育士等の職員配置が不十分
- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分

- ・経理事務処理が不適切
- ・事故への対応など児童の安全管理対策が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分
- ・災害対応マニュアルの作成が不十分
- ・運営規程の記載内容が不十分
- ・就業規則の記載内容が不十分
- ・研修の実施・記録が不十分

⑧児童養護施設等

○入所者処遇関係

- ・安全対策・防犯に関する訓練が未実施
- ・感染症対応マニュアルの記載内容が不十分

○運営管理関係

- ・運営（管理）規程の記載内容が不十分
- ・防災訓練の実施が不十分
- ・児童手当の事務処理が不適切
- ・給与控除の事務処理が不適切

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成30年6月から平成31年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	H29 %
施 設	介護老人福祉施設	33	24	72.7	78.9
	介護老人保健施設	8	4	50.0	70.0
	介護療養型医療施設	4	3	75.0	100.0
	施設合計	45	31	68.9	81.6
居 宅 サ ー ビ ス	特定施設入居者生活介護	10	6	60.0	60.0
	短期入所生活介護	32	16	50.0	64.3
	短期入所療養介護	9	5	55.6	58.3
	通所介護	22	19	86.4	68.8
	居宅介護支援	—	—	—	61.8
	訪問介護	29	25	86.2	92.6
	訪問看護	11	9	81.8	75.0
	訪問入浴介護	2	1	50.0	50.0
	訪問リハビリテーション	2	1	50.0	0.0
	通所リハビリテーション	4	3	75.0	100.0
	福祉用具貸与	10	10	100.0	78.9
	福祉用具販売	10	10	100.0	63.2
	居宅サービス合計	141	105	74.5	70.2
合 計	186	139	73.1	72.2	

② 集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：524事業所対象

施設サービス：164事業所対象

(3) 監 査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③監 査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成30年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

②保険給付の適正化

③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監 査

実施なし

②実地指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

平成31年度介護報酬改定の説明、適正な運営指導等を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成30年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症対策のための研修が実施されていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会が開催されていない。

○身体拘束について

- ・身体的拘束の適正化のための研修が実施されていない。
- ・身体的拘束実施時の検討記録が整備されていない。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。

②居宅系サービス

○従業者の員数

- ・研修の機会が計画的に確保されていない。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○居宅サービス等の質の評価

- ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。

○秘密の保持

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。

○介護給付費の算定

- ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。

○非常災害計画の策定

- ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成30年6月から平成30年12月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率 %	H29 %
施設	障害児施設	7	2	28.5	14.2
	障害者支援施設	14	6	42.8	55.5
障害福祉サービス	短期入所事業	20	7	35.0	36.8
	共同生活援助	20	16	80.0	65.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	37	32	86.4	78.7
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	14	10	71.4	75.0
	療養介護	1	0	0.0	50.0
	障害児通所支援事業	28	15	53.5	52.9
	障害福祉サービス合計	120	80	66.7	65.9
相談支援事業		3	1	33.3	33.3
合 計		144	89	61.8	65.3

② 集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、障害児施設及び障害児通所支援事業所309か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

② 集団指導

障がい福祉課が実施。

③ 監査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成30年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 障害福祉サービス等の質の確保と向上

② 自立支援給付の適正化

③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④ 市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

① 監査

実施なし

② 実地指導

・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。

・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。

・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③ 集団指導

・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成30年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の記載（第三者評価の実施状況等）が不十分である。
- ・サービス利用契約時に市町村に契約支給量等の報告がなされていない。
- ・サービス提供の確認を保護者にその都度受けていない。
- ・法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けたときに保護者に対し給付費の額を通知していない。
- ・個別支援計画を児童発達支援管理責任者が作成していない。
- ・個別支援計画の作成に当たって、児童発達支援管理責任者が担当者を招集して会議を開催し、原案について意見を求めている。
- ・保護者に対し個別支援計画を説明し同意を得ていない。
- ・個別支援計画を保護者に交付していない。
- ・6か月に1度以上個別支援計画の見直しをしていない。
- ・運営規程等の内容が重要事項説明書と整合していない。
- ・非常災害に対する具体的な計画がない。
- ・定期的な避難訓練をしていない。
- ・事業所の見やすいところに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他保護者のサービス選択に資する重要事項を掲示していない。
- ・利用者及びその家族の情報を提供するときに、あらかじめ文書により同意を得ていない。
- ・各種加算の取り扱いが不十分。

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不相当

4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

(1) 実施時期

平成30年5月から平成30年12月まで

(2) 通常の立入調査

区 分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率 (%)	H29 (%)
認可外保育施設	22	8	36.4	0.0

(3) 特別立入調査

実施なし

(4) 指導及び監督の実施体制

「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施

①通常の立入調査

子ども・子育て支援課が単独で実施

②特別立入調査

実施なし

(5) 指導・監督における実施方針

平成30年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうかを留意して実施した。

(6) 指導・監査結果の概要

- ・施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、特に、新規開設の施設において、指摘事項が多い傾向にあった。
- ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
- ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。

(7) 平成30年度の主な指摘事項

- ・通常の開所時間における保育従事者の配置が不十分
- ・施設及びサービスに関する内容についての掲示が不十分
- ・児童の健康診断において利用開始時の確認や実施が不十分

令和元年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条、障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条及び認可外保育施設指導監督実施要領第3条の規定に基づき、平成31（2019）年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等、障害福祉サービス事業者等及び認可外保育施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査又は指導、監査及び監督（以下「指導監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、社会福祉法人等の指導監査においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、施設等の指導監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導監査等を実施することとする。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(3) 障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

(4) 認可外保育施設

- ①「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ②児童の権利擁護、安全対策の徹底及び適切な処遇の確保

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査（介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあっては「指導」）において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査（介護保険・障害福祉サービス事業関係）を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

(1) 法人本部

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

②管理関係

- ア 経理規程に則した適正な会計処理
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬の支給状況の確認

（2）社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
 - ・苦情解決の取り組みの確立
 - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
 - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

（3）介護保険施設等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進

- ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預り金の適正な管理

(4) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
 - ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など

(5) 認可外保育施設

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保

- イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示
- ウ 防災・防犯対策の充実、強化
- エ 児童の安全及び衛生管理
- オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書等

- (1) 監査調書及び指導調書等の種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書等の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】、【会計管理編】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定障害児入所施設監査調書（児童福祉施設（障害児）福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書
	幼保連携型認定こども園監査調書
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム）
	認可外保育施設運営状況報告（地方裁量型認定こども園にあっては、認定こども園の運営状況報告）
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）

	<p>指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）</p> <p>指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）</p> <p>指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）</p> <p>指定障害者支援施設指導調書</p> <p>指定一般相談支援事業者指導調書</p> <p>指定自立支援医療機関指導調書</p>
老人	<p>養護老人ホーム監査調書</p> <p>有料老人ホーム監査調書</p> <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）監査調書</p> <p>*介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）</p>

社会福祉法人指導監査の主な指摘事項等について

○ 毎年度実施する法人監査において繰り返される指摘事項等について、事例を挙げて内容を検証します。

事例1

計算書類の不備

◇ 注記事項未記載

- 社会福祉法人会計基準第29条に定める計算書類の注記が未記載又は不充足な事例が認められました。
- 法人全体で記載する場合は第3号第3様式の後、拠点区分で記載する場合は第3号第4様式の後に記載するように注意してください。
- 注記には15項目あり、該当がない項目は項目自体を省略ができるものと、省略できず「該当なし」と記載しなければならぬ項目とがあるので、よく注意して記載してください。

事例2

計算書類の不備

◇ 附属明細書の記載誤り等

- 記載漏れや記載誤りが多く認められました。また、法人会計ソフトで作成した計算書類と財務諸表等電子開示システムで届出された計算書類の金額との不一致が多く認められました。
(勘定科目、金額、内部取引消去等)
- 計算書類の附属明細書の作成にあたっては、記載方法については、留意事項通知などを改めてよく確認し、誤りのないように、各々の計算書類の整合性(金額等)について確認してください。
- 計算書類の様式は、社会福祉法人会計基準で定められた様式を用いてください。

事例3

報酬の支給基準

◇ 費用弁償と未区分

- 費用弁償と報酬支給基準との区分が不明確なものが認められました。
- 基本的な考え方として、実費を超えて支給されるものは報酬となります。
- 日当を支給する場合、日当の定義が必要です。
- たとえば、日当の半分は交通機関等利用の諸雑費、残り半分は昼食代等に当てるなど。

事例4 監事選任の同意

- 監事の選任について、評議員会での議決に不適切な取り扱い事例が認められました。
- 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、現監事の過半数の同意を得る必要があります。
- 監事から同意書を徴取するか、監事推薦に係る理事会議事録にその旨記載する(ただし、この方法では欠席した監事の同意については確認できません。)など、監事の同意があったことを確認できるようにしてください。
- これは、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保する趣旨から求められているものであり、新監事の就任承諾とは性質が異なります。ここにいう同意が必要なのは、次期監事候補者ではなく、改選前の現監事であることに注意してください。

事例5 理事委任事項 ◇ 理事長の利益相反に係る事項

- 定款細則(理事長委任規程)において、理事長の利益相反に係る事項について他の理事の委任事項とする旨の規定が改正されないうまま残されている事例が多く認められました。
- 現行の制度では、利益相反取引については理事会の承認が必要であり、他の理事の委任事項とできませんので、このような規定は改正(削除)する必要があります。

事例6 理事委任事項 ◇ 委任できる金額を超える契約

- 契約価額が高額であり、定款細則(理事長委任規程)により理事長に委任できない金額の契約について、理事会の決議なく締結されている事例が多く認められました。
- 契約の際には定款細則(理事長委任規程)を確認し、理事会の決議漏れがないようにしてください。

(配付のみ)

事例7 契約

◇自動更新条項のある契約

- 自動更新条項のある契約について、その手続きに不適切な事例が認められました。
- 契約については、自動更新条項のあるものであっても、更新時に契約更新についての意思決定が必要です。
- 自動更新は特定の1者のみを対象とする随意契約と考えられますので、更新にあたっては理事長の承認（理事会の承認が必要な額の契約であれば理事会の承認）を得るようにしてください。

事例8 小口現金

◇職員の立替払い

- 社会福祉法人における小口現金の取り扱いに、不適切な事例が認められました。
- 社会福祉法人においては、職員が小口現金資金を立て替えることは適切ではありません。
- 事前に不足しないよう所要額の概算額を受け取り、購入後、領収書とともに精算します。
- なお、災害時など緊急時には職員が立て替えることもやむを得ない場合がありますが、立て替える際には事前に会計責任者の承認を得てから購入し、事後速やかに法人に対して請求してください。
- このような例外的な手続きについて、問題が生じないよう法人の規則等に規定しておいてください。

事例9 現金

◇現金取扱事務が不明確

- 日々の現金取り扱い事務について、以下のとおり注意を要する事案が認められました。
- 口座振替以外に窓口で現金により使用料等を収納する場合があります。
- 経理規程では、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後一定期間内に金融機関に預け入れなければならない、とされています。
- また、出納員は現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとされています。
- 以上のことから、現金の取扱については、日々帳簿に記載し、残高を確認する習慣をつけるようにしてください。

事例10

寄附金

◇現物寄附の未換算

- 寄附を受ける場合に、金銭でなく物品や現物で受ける場合に、金額が不明な場合が多く、金銭に換算しないまま処理してしまいう例がありました。
- 受入価額は、時価すなわち購入したからかかるといえる金額を見積もります。車輛運搬機、備品等の物品は、販売店で相場を調べます。中古車であれば、同程度同年式の相場を店頭または雑誌等で調べてください。
- 土地は公示価格、相続税評価の路線価等を参考にしてください。

事例11

契約関係

◇随意契約の根拠が不明確等

- 随意契約を行う場合に、根拠を明確にせずに契約を行っている場合が認められましたので、伺い書等に経理規程の根拠を明記するようにしてください。
- 契約書に基づいて、工事の完了検査や物品の納品検査を行ってください。
- 契約等の必要のないものについても、工事施工や物品納品の検収を明らかにするため、納品や請求書に担当職員の押印・サインをしてください。

事例12

議事録等の不備

- 議事録等の作成について、不備が認められましたので、十分留意して作成してください。
- 議事録は法人の意思決定の過程等を示す重要な資料であり、評議員及び債権者が閲覧できるように適切に作成する必要があります。
- 議事録には理事会等に提出した全ての資料を添付する必要があります。また、袋綴じを行い、割印を行ってください。
- 審議中に文言等の修正があった場合は、文言等を修正した資料ではなく、修正する前の理事会・評議員会に提出した資料を添付してください。
- 承認を受けた決算書類等(計算書類、注記、附属明細書等)は全て添付する必要があります。

「地域における公益的な取組」について

I. 「地域における公益的な取組」とは

- ・別添厚労省資料及び国通知参照。

II. 県内における「地域における公益的な取組」の実施状況

1) 実施状況の公表について

- ・平成30年度に県内所在法人が提出した現況報告書において、「地域における公益的な取組」に関して記載を行っていた法人は、全体の約35%でした（島根県社会福祉協議会調べ）。
- ・「地域における公益的な取組」は各法人が所在する地域で、自主的・積極的に実施することが期待されているものであり、現況報告書への記載によりその実施状況を広く公開することは、地域の期待に応える上で重要ですし、社会福祉法人の責務でもあります。
ついては、各法人においては、その実施内容をもれなく記載するようにしてください。

2) 取組例について

①「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した取組例

- ・小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図るべく、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業の試行等に対し、その立ち上げにかかる経費等を支援する事業です。
- ・平成30年度は出雲市、安来市、雲南市において取組が実施されました。

②各地域における取組例

- ・別冊資料3参照。

地域における公益的な取組を実施する責務

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあつたことから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金を、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

事項	これまでに生じていた主な誤解
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可 直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。
所轄庁の役割	3要件を満たさない取組は要件を満たすよう指導



解釈の明確化	具体的な事例
直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	<ul style="list-style-type: none"> 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の福祉支援体制づくり 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	<ul style="list-style-type: none"> 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ボランティアの育成
公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

平成 30 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益性性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの 3 つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に規定のとおり、定款の変更は不要である。

4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人では必ずいずれかの取組を実施しているはずですよ！
以下の取組例を参考に、現況報告書に記載し、積極的に発信しましょう！

施設種別／取組例		現況報告書での分類
種別共通	<input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑥ 地域住民に対する福祉教育
	<input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨ その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
	<input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
保育所 など	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的 養護関係 施設など	<input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉 関係施設 など	<input checked="" type="checkbox"/> 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦ 地域住民に対する福祉教育
	<input checked="" type="checkbox"/> 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者 福祉施設 など	<input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担軽減制度 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担減免	⑤ 既存事業の利用料の減額・免除
救護施設 など	<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928

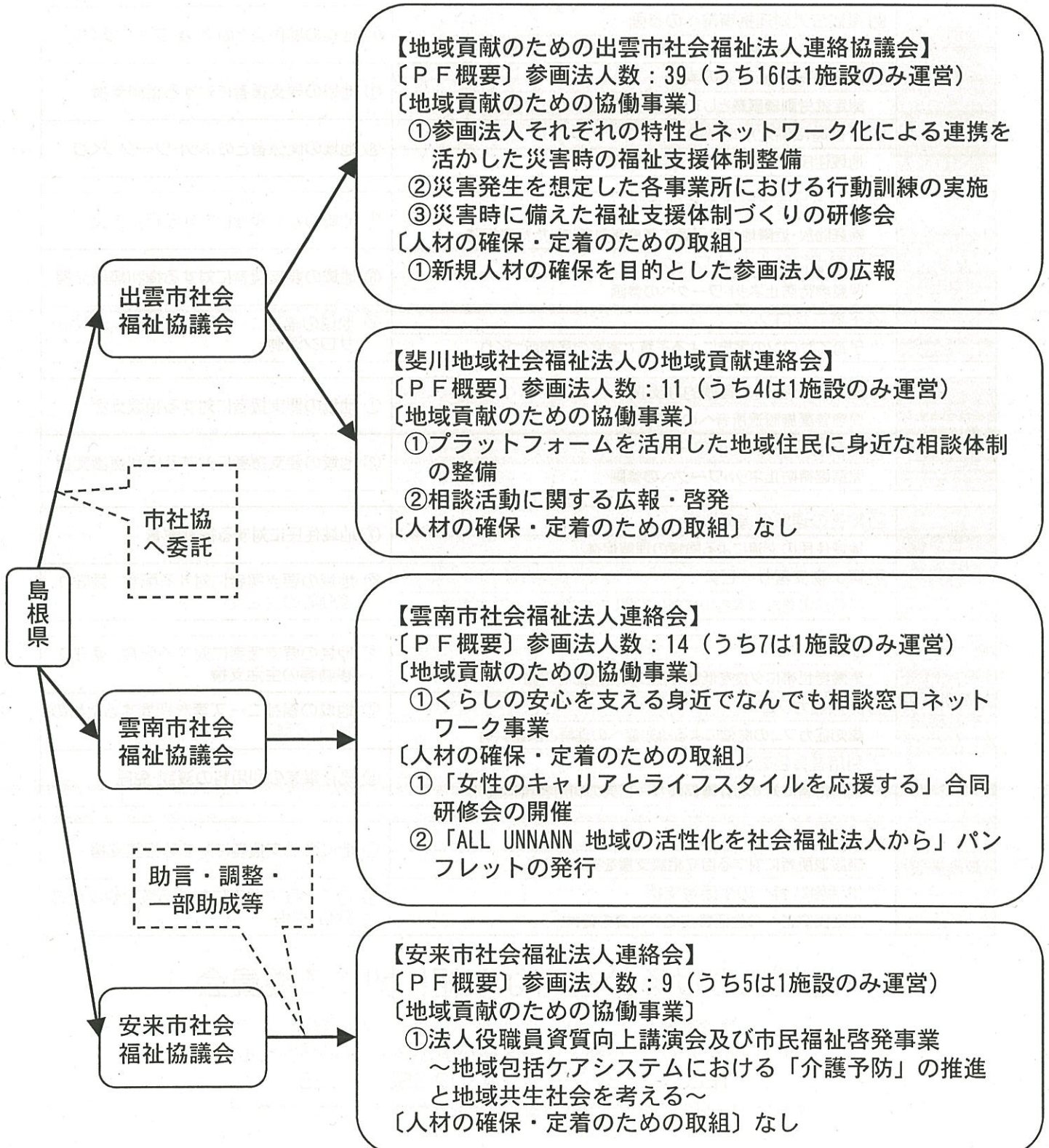
※本パンフレットは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

平成30年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施概要

○当県における事業実施方法

- ・平成30年度当初、社会福祉法人等の協働による「地域における公益的な活動」については、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）を中心に、市町村単位等で社会福祉法人等の連携のための協議会が設置されつつあったものの、具体的な協働事業等はまだ検討段階のところが多くみられた。
- ・当県においては、地理的な条件からも市町村単位等地域的な連携が現実的であることから、上記協議会を標記事業における法人連携プラットフォームと位置づけ、その中心的な役割を担う市町村社協に対し、標記事業実施要綱の趣旨に合った協働事業の試行及びその事業に必要な合同の人材確保・定着のための事業の実施を委託することとした。

※中核市である松江市においては、県と同様に実施主体として事業を実施している。



福祉サービス第三者評価制度の概要

(島根県健康福祉部地域福祉課)

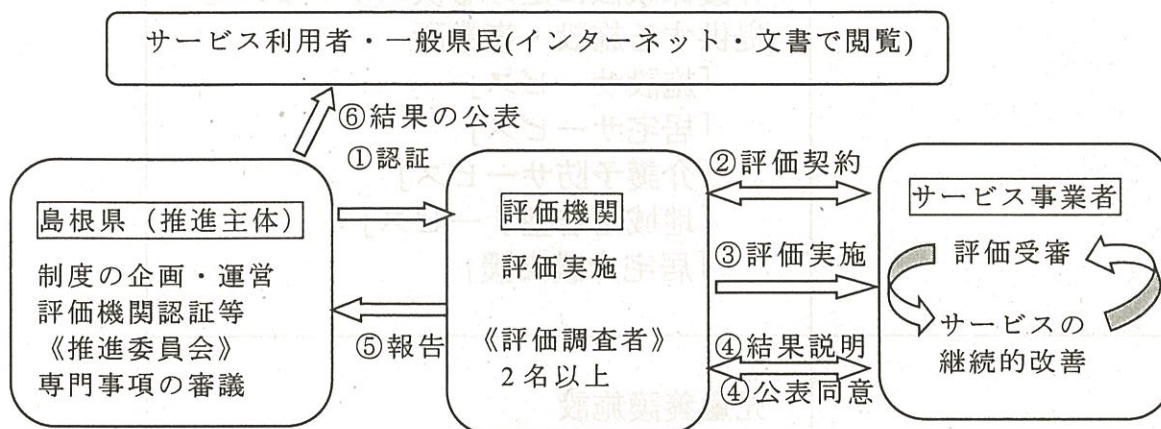
福祉サービス第三者評価とは・・

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組みです。

《目的》

- (1)福祉サービスの質の向上～事業者が、評価を通じて課題を把握・共有し、サービス改善
- (2)利用者への情報提供～評価結果の公表により、利用者のサービス選択に資する

《評価のながれ》



《これまでの経緯》

- 平成 12 年 4 月 社会福祉法改正（社会福祉基礎構造改革）「福祉サービスの質の評価」
- 平成 16 年 5 月 福祉サービス第三者評価に関する国の指針発出
- 平成 17 年 4 月 国の指針を受け、本県で事業開始（評価は 10 月から開始）
- 平成 24 年 4 月 **※社会的養護関係施設の受審を義務づけ[3年に1回]**
(※児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- 平成 27 年 4 月 保育所の受審を努力義務化(平成 27 年度から5年間で全て受審を目標)
- 平成 29 年 6 月 規制改革実施計画：介護サービス分野の第三者評価の改善
- 平成 30 年 3 月 国指針改定(サービスの質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審促進)
厚労省から第三者評価の留意事項通知発出（高齢者分野、障がい分野）
→施設等利用者への重要事項説明に、「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況）」を追加

《本県の状況》

- 評価対象サービス：介護サービスについて、広く対象とするよう県の要綱を改正
- 評価機関・・6機関（評価料金～概ね1件当たり30万円程度）

※島根県の第三者評価制度の詳細、評価結果は県のホームページに掲載していますので御確認のうえ、今後の受審について御検討ください。

(島根県 HP)

- ・島根県トップ > 医療・福祉 > 地域福祉 > 福祉サービス第三者評価 > しまねの福祉第三者評価
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service_hyouka/gaiyou.html

(その他の参考となる HP)

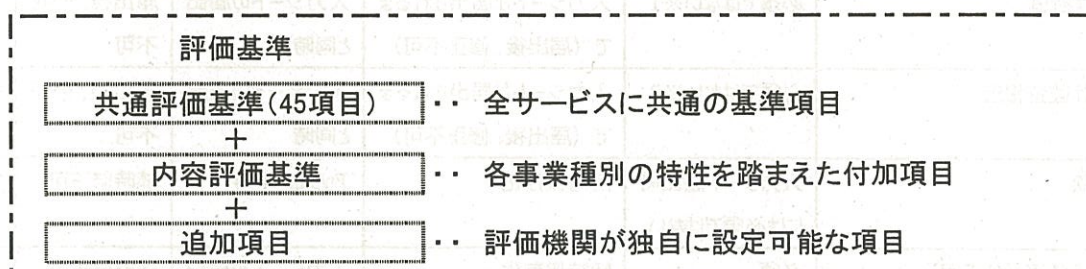
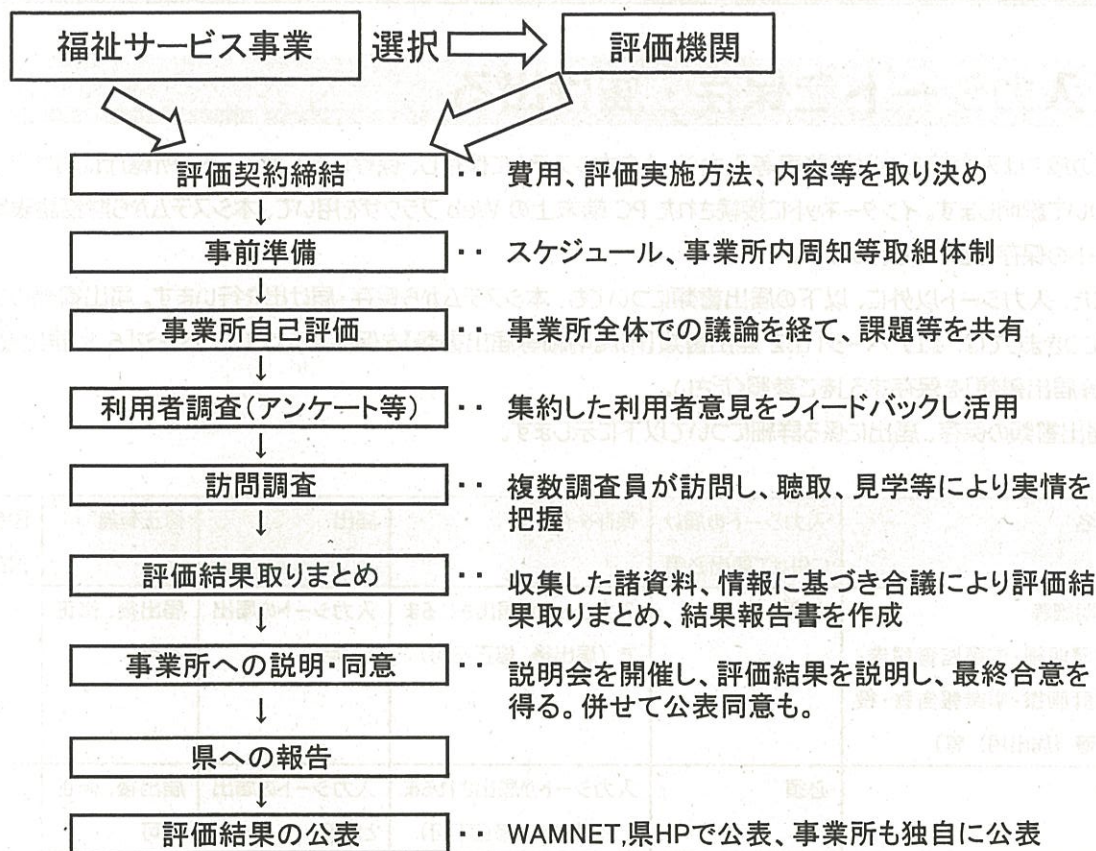
- ・全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業
<http://shakyo-hyouka.net/social4/>

福祉サービス第三者評価対象サービス（島根県）

平成31年4月1日現在

<p>高 齢 者</p>	<p>特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」 「居宅サービス」 「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」 「居宅介護支援」</p>
<p>児 童</p>	<p>児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設</p>
<p>障 が い</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所</p>
<p>保 護</p>	<p>救護施設</p>

福祉サービス第三者評価の標準的な流れ



【島根県 福祉サービス第三者評価 認証評価機関】 (R1.6.1現在)			
評価機関名	所在地		評価実施事業
(有)保健情報サービス	683-0804	米子市米原2丁目7番7号	全分野
(有)ケアオフィス	697-0063	浜田市長浜町1435	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
(株)コスモブレイン	690-0015	松江市上乃木7丁目9-16	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 コミュニティ益田	699-3506	益田市西平原町552番地7	障がい分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	141-0031	東京都品川区西五反田2-31-9 シーバード五反田401	全分野
特定非営利活動法人 あいおらいと	689-0331	鳥取県鳥取市気高町浜村342番地	全分野

6. 入力シートを保存・届け出る

この章では入力済みの財務諸表等入力シートを本システムに保存し、保存した入力シートを所轄庁に届け出すことについて説明します。インターネットに接続された PC 端末上の Web ブラウザを用いて、本システムから財務諸表等入力シートの保存・届け出を行います。

また、入力シート以外に、以下の届出書類についても、本システムから保存・届け出を行います。届出書類の保存方法につきましては、117 ページ「6.2 届出書類【附属明細等届出書類】を保存する」、133 ページ「6.3 届出書類【定款等届出書類】を保存する」をご参照ください。

届出書類の保存、届出に係る詳細について以下に示します。

書類名	入力シートの届けに併せて届出必須	保存タイミング	届出	修正有無	国民公開対象
附属明細等 (附属明細・監事監査報告・事業計画書・事業報告書・役員名簿(届出用)等)	必須	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	—
注記	必須	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	対象
充実計画	必須ではない※1	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	対象
会計監査報告	必須ではない※2	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	—
定款	入力シート届出時には必須ではない	随時保存化	アップロード時	随時修正可	対象
役員名簿(公表用)	必須	随時保存化	入力シートの届出と同時に	随時修正可	対象
報酬等の支給の基準	必須ではない	随時保存化	入力シートの届出と同時に	随時修正可	対象

※1 当年度の入力シートの充実残額が¥10,000 未満の場合、充実計画の有無をチェックし、添付されている場合は、届出不可とし、削除を促すメッセージを表示します。削除するまで届出はできません。

また、当年度の入力シートの充実残額が¥10,000 以上の場合、充実計画の有無をチェックし、添付されていない場合は、入力シートに警告文を追記しますが、届出は可能です。

※2 前年度決算において収益(最終会計年度に係る経常的な収益の額として法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計の項目に計上した額)が30億円より大きい、又は負債(最終会計年度に係る法人単位貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額)が60億円より大きい場合に、会計監査報告の有無をチェックします。
例えば、2019年度入力シート登録時(2019年5月)の場合(2018年度の会計監査報告)、判定根拠とする年度は2017年度(2018年度に届出された入力シート)となります。

なお、会計監査報告が添付されていない場合、入力シートに警告文を追記しますが、届出は可能です。